



2019年5月13日

各 位

会社名 九州旅客鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 青柳俊彦
(コード番号: 9142 東証第一部、福証)
問合せ先 広報部 TEL (092) 474-2541

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主（以下「提案株主」といいます。）の代理人である Fir Tree Capital Management L.P.より、2019年6月21日開催予定の第32回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、本日の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

I. 本株主提案の内容及び理由

1. 議題

- (1) 自己株式の取得の件
- (2) 定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件
- (3) 取締役3名選任の件
- (4) 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- (5) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定及び譲渡制限付株式の導入の件
- (6) 社外取締役の報酬額改定の件

2. 議案の要領及び提案の理由

別紙に記載の通りです。なお、提案株主から提出された株主提案書の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

(注) 以下、上記1.(1)の議題に係る株主提案を「自己株式取得株主提案」と、上記1.(2)の議題に係る株主提案を「定款変更株主提案」と、1.(3)の議題に係る株主提案を「取締役選任株主提案①」と、1.(4)の議題に係る株主提案を「取締役選任株主提案②」と、1.(5)の議題に係る株主提案を「株式報酬導入株主提案」と、1.(6)の議題に係る株主提案を「報酬額改定株主提案」といいます。

II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 自己株式取得株主提案について

(1) 自己株式取得株主提案の概要

自己株式取得株主提案は、会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を1,600万株、取得価額の総額金720億円を限度として、金銭の交付をもって取得することを提案するものであります。

(2) 当社取締役会の意見

取締役会としては、自己株式取得株主提案に反対いたします。

(3) 反対の理由

自己株式取得株主提案は、当社の発行済株式の10%に相当する、大規模な自己株式の取得を提案するものであります。しかし、以下の理由から、当社はこの提案に反対いたします。

九州を主たる事業エリアとする当社グループは、国鉄分割民営化による会社発足以来、厳しい事業環境の中で、「ななつ星 in 九州」や「JR 博多シティ」に代表される鉄道、駅周辺開発等の事業を行い、その成長を通じて地域社会の活性化に貢献し、地域の皆様からの信頼を得て、2016年に株式を上場するに至りました。当社グループとしては、引き続き九州のモビリティサービスを担う企業グループとして、その社会的役割を全うしていくことで、企業価値を高めてまいります。

一方、2019年3月19日に公表しました「JR九州グループ中期経営計画2019-2021」でお示ししているとおり、当社グループにおける本計画期間の3年間は、税制特例措置の廃止や鉄道事業における減価償却費の増加等に伴い、営業利益が減益見通しとなる局面であります。このような中、当社グループは、人口減少をはじめとした事業環境の急激な変化に対応して、企業価値の源泉である九州における鉄道を中心とした持続的なモビリティサービスの構築を図る必要があり、運輸サービスセグメントにおける維持更新投資（安全投資を含む）に加えて成長投資の資金が必要となります。さらに、当社グループの企業価値を中長期的に高めるためには不動産・ホテルセグメントにおける熊本駅周辺開発や宮崎駅西口開発に加え、博多駅空中都市構想や長崎駅周辺開発等の将来の成長に向けた投資や既存の駅ビル等への維持更新投資の資金が必要であります。

当社グループの企業価値の源泉を維持・発展させつつ、中長期的な企業価値の向上を図るためには、当面の間は連結営業キャッシュフローを上回る設備投資（成長投資・維持更新投資・安全投資）を行うことが必要であり、その施策を推進していく方針であります。

より具体的には、本計画期間の3年間においては、成長投資2,100億円、維持更新投資1,300億円（安全投資700億円を含む）、合計3,400億円の設備投資を計画しております。他方で、当該3年間における連結営業キャッシュフローは2,200億円を想定しており、その範囲内において、維持更新投資、成長投資の一部、及び株主還元を実施するとともに、残りの成長投資につきましては、借入余力（社債・借入金）を活用することを計画しております。

九州における人口減少や地震・豪雨等の激甚化する自然災害のリスク等に機動的かつ柔軟に対応することで当社グループの社会的役割を適切に果たしながら、これらの投資を通じて中長期的な成長を実現していくためには、財務健全性の維持が必要であります。これに対し、大規模な負債調達などにより金銭で自己株式を取得することを提案する自己株式取得議案は、財務健全性を顧みず、短期的な株主還元のみを志向しようとするものであり、事業リスクへの対応力を弱め、地域社会における当社グループへの信頼、ひいては企業価値の源泉そのものを毀損するとともに、将来の成長を犠牲にするものであります。このように当社グループの中長期的な企業価値を毀損しかねない自己株式取得株主提案には、重大な問題があると考えます。

また、株主還元の重要性については当社としても認識しており、「JR九州グループ中期経営計画 2019-2021」でお示ししているとおり、減益局面であっても、長期安定的に株主還元を実施するという強いコミットメントを示すため、これまでの方針である配当性向 30%を総還元性向 35%に引き上げるとともに、状況に応じて自己株式取得を行うこととしております。これに対し、自己株式取得株主提案における総還元性向 50%という水準は、減益局面であっても投資機会を機動的にとらえ、借入余力（社債・借入金）を活用し中長期的な成長を実現しようとしている当社グループにおいては、相当ではないと考えます。

(4) 反対理由の補足説明

① 国鉄分割民営化及び完全民営化における当社固有の事情

1987年4月に国鉄民営化が実施された際、当社は鉄道事業の赤字が見込まれたため、経営安定基金（3,877億円）が設置され、毎期に運用収益を営業損失の填補や、鉄道事業の設備投資に充当しておりました。株式上場前の2015年度末に経営安定資金は全額取り崩され、新幹線リース料や借入金の返済等に振り替えられた結果、経営安定基金運用収益を計上できなくなり、鉄道事業固定資産（約5,200億円）について減損損失を計上いたしました。

② 安定的な利益及びキャッシュ創出のための成長投資の重要性

当社の鉄道事業の収益性については、2015年度末の鉄道事業固定資産の減損損失の影響（減価償却費の減少等）が反映されており、当面の間、費用の増加（維持更新投資に伴う減価償却費の増加等）が見込まれます。

その中で、当社グループの社会的役割であるモビリティサービスの中心となる鉄道事業について、人口減少や自然災害等のリスクに適切に対応しながら安全を確保し効率化を図ることで維持していくためには、安定的な利益及びキャッシュフローが必要です。財務規律を維持し、成長投資を着実に推進することで安定的な利益及びキャッシュを創出し、2030年の長期ビジョンである「九州におけるモビリティサービス」の事業基盤の構築に備えることが、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に不可欠であると考えます。

2. 定款変更株主提案について

(1) 定款変更株主提案の概要

定款変更株主提案は、指名委員会等設置会社への移行のため、現行定款を一部変更することを提案するものであります。

(2) 当社取締役会の意見

取締役会としては、定款変更株主提案に反対いたします。

(3) 反対の理由

当社の取締役会は、取締役会における議決権を有する監査等委員を取締役会の構成員とし、取締役会の監査・監督機能を強化することを通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ること、及び、重要な業務執行のうち一部を取締役に権限委任し、迅速かつ効率的な会社運営の実現を通じて、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、2018年の定時株主総会における承認を経て、監査等委員会設置会社に移行しました。

また、監査等委員会設置会社に移行することに加えて、業務執行区分の明確化を通じて、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、事業環境の急激な変化にも適切・迅速に対応できる機能的・戦略的な経営体制を構築し、さらに、業務執行に優れた人材の執行役員への登用を通じて、会社の競争力強化を図り、業績向上を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

会社の機関設計には唯一絶対の正解があるものではなく、指名委員会等設置会社の導入が常に最適解であるとはいえない中で、当社は、監査等委員会設置会社への移行に際して、株主の皆様のご意見や取締役会の実効性に関する分析・評価で得られた結果等に基づき、取締役の員数や構成の抜本的な見直しの必要性を認識し、取締役会での議論により、監査等委員会設置会社及び執行役員制度の導入という機関設計が現在の当社を取り巻く経営環境に照らして最も適した機関設計であるとの結論が得られたことから、移行を決定しました。

加えて、2019年3月には、それまでの報酬諮問委員会から、更なるコーポレート・ガバナンスの強化を企図し、役員指名・報酬等に関する手続きの客観性・透明性の向上を図るため、社外取締役を議長とし、6名の社外取締役と1名の社内取締役から構成される、指名・報酬諮問委員会を設置しました。

このように、当社は2018年6月末から監査等委員会設置会社への移行及び執行役員制度の導入後、コーポレート・ガバナンスの機能性及び透明性を十分に高めるべく、指名・報酬諮問委員会の設置に加え、セグメント経営の強化等の不断の改善を行っております。このように、当社としては、監査等委員会設置会社という機関設計の下で、コーポレート・ガバナンスを強化していくことが最善であると考え、各種施策を推進している中、監査等委員会設置会社への移行から1年しか経過していない現時点において、監査等委員会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行することは、非効率である上、経営に混乱を来すおそれすら否定できず、およそ現実的ではないと考えております。また、当社としては、現時点では、監査等委員会設置会社への移行を含めた各種改善策の効果を測っていくことこそが重要であると考えております。以上から、当社としては、指名委員会等設置会社に移行することは相当でないと判断いたします。

3. 取締役選任株主提案①及び取締役選任株主提案②（以下両提案をまとめて「取締役選任株主提案」といいます。）について

(1) 取締役選任株主提案の概要

取締役選任株主提案①は、定款変更株主提案の承認可決を条件として、以下の取締役候補者3名を取締役として選任することを提案するものであります。

候補者番号	氏名
1	トシヤ・ジャスティン・クロダ 氏
2	黒田 恵吾 氏
3	J. Michael. Owen (ジェイ・マイケル・オーエン) 氏

取締役選任株主提案②は、定款変更株主提案が否決されたことを条件として、以下の取締役候補者3名を取締役（監査等委員である取締役を除く）として選任することを提

案するものであります。

候補者番号	氏名
1	トシヤ・ジャスティン・クロダ 氏
2	黒田 恵吾 氏
3	J. Michael. Owen (ジェイ・マイケル・オーエン) 氏

(2) 当社取締役会の意見

取締役会としては、取締役選任株主提案に反対いたします。

(3) 反対の理由

当社は、2018年の定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行することを、株主の皆様にご承認いただき、取締役会の監査・監督体制を強化するとともに、重要な業務執行の一部を取締役に権限委任し、迅速かつ効率的な会社運営を実現してきております。

現在の取締役会の構成は、監査等委員でない取締役9名及び監査等委員である取締役4名のうち、それぞれ3名、計6名が独立社外取締役であり（社外取締役比率は46%）、取締役会の高い監督機能を確保しております。また、女性取締役比率も15%であり、取締役会の多様性も強化しております。

2019年3月19日に公表いたしました「JR九州グループ中期経営計画2019-2021」においては、主力の鉄道事業と合わせて、戦略的まちづくりを行う不動産事業における収益力強化がテーマであり、かつ戦略的な事業ポートフォリオを形成するための適切な経営資源配分の実現が重要であると考えております。さらにそれを支える財務・ガバナンス面の強化が必要不可欠との判断から、社内取締役として最高財務責任者（CFO）を明確化するとともに、会社提案として、不動産、財務及びIRの各分野に関し、豊富な経験と高い見識を有する以下の2名の候補者を、新たに会社提案の社外取締役候補者として提案しております。

<会社提案の候補者の氏名、略歴等>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	※ いちかわ としひで 市川 俊英 (1954年9月27日生)	1977年4月 三井不動産株式会社入社 2003年4月 同 六本木プロジェクト推進部長 2005年4月 同 執行役員六本木プロジェクト推進部長 2005年8月 同 執行役員東京ミッドタウン事業部長 2008年4月 同 常務執行役員東京ミッドタウン事業部長 2009年4月 同 常務執行役員アコモデーション事業本部長 2011年6月 同 常務取締役 常務執行役員 アコモデーション事業本部長 2013年4月 同 取締役 2013年4月 三井ホーム株式会社顧問 2013年6月 三井不動産株式会社特任顧問 2013年6月 三井ホーム株式会社代表取締役社長社長執行役員 2018年10月 三井不動産株式会社グループ上席執行役員 2019年4月 同 顧問（現在に至る）	—

		2019年 4月 三井ホーム株式会社常任相談役（現在に至る） <重要な兼職の状況> 三井不動産株式会社顧問 三井ホーム株式会社常任相談役、 一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会会長、 一般社団法人住宅生産団体連合会副会長	
(社外取締役候補者とした理由)			
<p>市川俊英氏は、三井不動産株式会社において、住宅開発・ビル事業等に従事し、東京ミッドタウン開発を通じたまちづくり事業で実績を上げる等、不動産・住宅事業に関する豊富な知識と経験を有しております。また、国内最大手の不動産事業者である同社取締役及び三井ホーム株式会社代表取締役社長として経営に携わっておりました。その経歴を通じて培った不動産及び経営の専門家としての経験、見識、特に当社グループが志向する都市開発プロジェクトの規模や複合性に類似した案件における高度なスキル・ノウハウに裏付けされた視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役候補者としたしました。</p>			
(特別利害関係の有無)			
市川俊英氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。			
2	※ あさつま しんじ 浅妻 慎司 (1961年2月2日生)	1984年 4月 関西ペイント株式会社入社 2012年 4月 同 執行役員経営企画室長 2015年 4月 同 常務執行役員国際本部長 2016年 6月 同 取締役常務執行役員管理本部長 2017年 4月 同 取締役常務執行役員管理本部長 兼コーポレート事業部コーポレート管理本部長 2018年 4月 同 取締役常務執行役員 管理、経営企画、人事企画管掌 兼管理本部長 2019年 4月 同 取締役 (2019年6月27日退任予定)	—
(社外取締役候補者とした理由)			
<p>浅妻慎司氏は、関西ペイント株式会社において主として管理業務に従事し、財務及び会計に関する豊富な知識と知見を有しております。同社において、経営企画室長として中期経営計画の策定・実行に携わり、国際本部長として同社のグローバル化の促進に努め成果を収めたほか、IR活動を担当し、株主・投資家に対する情報発信及び企業価値向上に貢献するとともに、取締役としても経営に携わっております。その経歴を通じて培った財務、IR及び経営の専門家としての経験、見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役候補者としたしました。</p>			
(特別利害関係の有無)			
浅妻慎司氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。			

当該社外取締役候補者の提案に際し、指名・報酬諮問委員会（社内取締役1名及び独立社外取締役6名の計7名で構成されます）は、取締役選任株主提案の候補者3名を含む複数の候補者につき、複数回に亘り、候補者の資質・実績・専門性等の観点から検討・審議を行い、取締役会に答申を行っております。当社取締役会はその答申を踏まえ、上記の新たな社外取締役候補者2名を会社提案の候補者として決議いたしました。

両名が当社取締役会メンバーに加わることにより、これまで以上に、不動産投資、投資不動産の管理体制、適切なM&A戦略を含む経営資源の配分、資金調達戦略等における議論が深化し、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に寄与するものと確信しております。

本定時株主総会に上程する会社提案の取締役（監査等委員である取締役を除く）候補

者は11名であり、監査等委員である取締役は、現任1名の辞任に伴いその補欠として1名の候補者が上程されますが、その全員が本定時株主総会で選任された場合の当社取締役会の構成は以下の通りとなります。

監査等委員でない取締役	11名	うち独立社外取締役5名 うち女性取締役1名
監査等委員である取締役	4名	うち独立社外取締役3名
合計	15名	うち独立社外取締役8名 うち女性取締役1名 (独立社外取締役比率53%、女性取締役比率6%)

新たな取締役会は、独立社外取締役が過半数となり、取締役会の透明性・公正性が高まるだけでなく、これまで、地域経済振興、観光及び金融・財務のそれぞれの分野に長けた企業経営経験者4名、法律・警察行政の専門家各1名によって構成されていた社外取締役に、不動産・財務・IRの専門性を有する企業経営経験者2名が新たに加わることにより、中期経営計画達成に向けて、多様かつ実効性の高い最善の経営体制が確立できるものと確信しております。

また、社内・社外のそれぞれに財務・IRに長けた取締役が加わることで、株主・投資家の皆様との対話を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながるものと考えております。

さらに、当社定款に定められた監査等委員でない取締役の上限が12名であるところ、会社提案の候補者の総数を上限マイナス1名とすることが、entrenchment（取締役会の保身）を回避するとともに、取締役会のスキルセットや適正規模の観点からも最適な構成であると考えております。

上記の事情に鑑みれば、重ねて株主提案による候補者3名を社外取締役として選任する必要はなく、会社提案の候補者の方が中期経営計画等の達成に適任であると判断しております。

4. 株式報酬導入株主提案について

(1) 株式報酬導入株主提案の概要

株式報酬導入株主提案は、定款変更株主提案が否決されたことを条件として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額につき、2018年の定時株主総会において決議された、年額420百万円以内（内、社外取締役分は36百万円以内）とする報酬枠とは別枠で、業務執行取締役及び社外取締役に対して、新たに譲渡制限株式の付与のための報酬を年額372百万円以内（内、業務執行取締役分は300百万円以内、社外取締役分は72百万円以内）で支給することを提案するものであります。

(2) 当社取締役会の意見

取締役会としては、株式報酬導入株主提案に反対いたします。

(3) 反対の理由

当社は2019年3月19日に公表した中期経営計画にガバナンス強化の一つの施策として役員報酬制度の見直しを掲げており、本定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び上席執行役員を対象とした業績連動型報酬制

度を導入することを付議することといたしました（詳細につきましては、本日付で開示されました「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください）。

業績連動型報酬の導入は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確化し、当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的としております。

提案株主からも同様の目的を想定して、譲渡制限株式報酬制度の導入を提案されているものの、明確な差異としては、スキームと付与対象者が挙げられます。

スキームについては、会社提案は株式給付信託を活用した業績連動型株式報酬であるのに対し、株主提案は、譲渡制限付株式を付与するスキームであります。譲渡制限付株式は、在任中に付与され、一定の譲渡制限期間経過後に、譲渡制限が解除される株式です。一方、会社提案の業績連動型株式報酬は、対象者の役位や中期経営計画に定める目標指標に対する業績達成度等を勘案してポイントが付与され、そのポイントに基づき給付される株式数が決定するため、業績向上のためのインセンティブとして機能するものであります。また、累積されたポイント数に応じて、退職後に株式が給付されるため、在任期間中の株価向上のインセンティブとしても機能します。

付与対象者については、会社提案では社外取締役及び監査等委員である取締役を除いた取締役と上席執行役員としておりますが、株主提案においては、社外取締役を含めた取締役としております。当社は、2018年に監査等委員会設置会社への移行に併せて、執行役員制度を導入し、業務執行区分の明確化を通じて、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離しました。これに伴い、報酬制度についても業務執行者と監督者で明確に分離させることが最適と判断し、指名・報酬諮問委員会の答申も踏まえうえて、今般執行役員を兼務する社内取締役及び上席執行役員に業績連動型報酬制度を導入することとしました。業務執行者へのインセンティブを与えると同時に、監督者である社外取締役と監査等委員である取締役を対象としないことで、監督機能の強化がより図れるものと考えております。

以上のことから、当社は会社提案である業績連動型株式報酬の方がより適切であると考えております。

<会社提案と株主提案の株式報酬制度の比較>

	会社提案	株主提案
種類	株式給付信託	譲渡制限付株式
拠出資金	600 百万円/3 年 (内、取締役分を 390 百万円)	372 百万円/年 (社内外合算)
上限株式数	200,000 株を上限	上限株式数には言及なし
期間	信託期間は 3 事業年度 (付与は退任時)	2～5 年で取締役会が定める期間
対象者	・取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く) ・上席執行役員	・取締役 (監査等委員である取締役を除く)
業績達成条件	あり	言及なし

5. 報酬額改定株主提案について

(1) 報酬額改定株主提案の概要

報酬額改定株主提案は、定款変更株主提案が否決され、かつ取締役選任株主提案②が承認可決されたことを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額 456 百万円以内（内、社外取締役分は 72 百万円以内）とすることを提案するものであります。

(2) 当社取締役会の意見

取締役会としては、報酬額改定株主提案に反対いたします。

(3) 反対の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本会社提案において同じです。）の報酬額は、2018 年の定時株主総会において、年額 420 百万円以内（内、社外取締役分は 36 百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、コーポレート・ガバナンスの向上を目的とした社外取締役の増員等の事情を勘案し、監査等委員でない取締役の報酬額を年額 420 百万円以内に据え置いたうえで、社外取締役分を年額 60 百万円以内に改定すること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするを、本定時株主総会に付議する予定です。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。

上記より、監査等委員でない社外取締役の増員に伴う報酬額の増額は会社提案で十分担保されているため、報酬額改定株主提案は必要ないと判断いたします。

<会社提案と株主提案の報酬枠の比較>

	会社提案	株主提案
報酬総額	420 百万円/年 (現行どおり)	456 百万円/年 (36 百万円/年 増)
内、社外取締役分	60 百万円/年 (24 百万円/年 増)	72 百万円/年 (36 百万円/年 増)

以 上

(別紙)

第1 提案する議題

議題1：自己株式の取得の件

議題2：定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件

議題3：取締役3名選任の件

議題4：取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

議題5：取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定及び譲渡制限付株式の導入の件

議題6：社外取締役の報酬額改定の件

第2 株主提案の内容

1. 議題1：自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から、1年以内に、当社普通株式を株式総数1,600万株、取得価額の総額金720億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が、当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードによると、経営陣は自社の資本政策を定め、正確に資本コストについて目標を提示し、株主に対し詳細に説明すべきものとされていますが、当社は、JR九州グループの中期経営計画において計画中の不動産案件の説明を行っているものの、資本コスト及び最適な資本構成についての説明を行っていません。Fir Treeは、不動産資産を主としつつ、有利子負債のない当社の貸借対照表の構造は非効率であり自己資本利益率（ROE）を下げていると確信しています。

そこで、資本コストを下げ、将来のROEの低下を相殺するため、当社の取締役会が発行済株式の10%の自己株式を取得することを提案します。自己株式取得は、一株当たりの利益を10%超増加させるのみならず、ROEを12.2%から13.7%¹まで増加させ、資本コストを減少させます。

自己株式取得後は、自己株式取得及び／又は剰余金配当によって、当社における総還元性向を50%まで向上させるべきだと考えます。

2. 議題2：定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件

(1) 議案の要領

指名委員会等設置会社への移行のため、現行定款を以下のとおり変更するものとします。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含みます。）の可決により、本議案と

¹ Fir Tree Partners による2020年3月の期末予測及び当社の資料。

して記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正、肩書きの呼称の変更などを含みますが、これらに限られません。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとします。

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>指名委員会等設置会社として</u>、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p>(3) <u>執行役</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>執行役社長を兼務する取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>執行役社長を兼務する取締役を置かないとき又は執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>

<p>第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>12名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>	<p>第20条 当社の取締役は、<u>17名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（2項削除）</p>
<p>（取締役の選任方法）</p> <p>第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>（取締役の選任方法）</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>（取締役の任期）</p> <p>第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>（取締役の任期）</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（2項削除）</p> <p style="text-align: center;">（3項削除）</p>
<p>（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、そのほか取締役会長を1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>3 取締役社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。</u></p>	<p>（削除）</p>

<p>4 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。</u></p>	
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、<u>取締役会長が招集し、その議長となる。</u> 2 <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは取締役社長が、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、<u>執行役社長を兼務する取締役が招集し、その議長となる。</u> 2 <u>執行役社長を兼務する取締役を置かないとき又は執行役社長を兼務する取締役に欠員又は事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第25条 (省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>	<p>(取締役会) 第25条 取締役会は、<u>当社の業務執行を決定し、執行役及び取締役の職務の執行を監督する。</u> 2 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、業務執行の決定を執行役に委任することができる。</u></p>
<p>第27条～第28条 (省略)</p>	<p>第26条～第27条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(相談役及び顧問) 第30条 当会社に、<u>取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。</u> 2 <u>相談役は当会社の業務一般について、顧問は特定の業務について、社長の諮問に応ずるものとする。</u></p>	<p>(相談役及び顧問) 第28条 当会社に、<u>指名委員会に諮問の上、その答申内容に従った取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。</u> 2 <u>相談役は当会社の業務一般について、顧問は特定の業務について、執行役社長の諮問に応ずるものとする。</u></p>
<p>第31条 (省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査等委員) 第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤</u></p>	<p>(削除)</p>

<u>監査等委員を選定することができる。</u>	
<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日</u> <u>前までに各監査等委員に対して発する。ただし、</u> <u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮するこ</u> <u>とができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の</u> <u>手続きを経ないで監査等委員を開催することが</u> <u>できる。</u>	(削除)
<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は</u> <u>本定款のほか、監査等委員会において定める監査</u> <u>等委員会規則による。</u>	(削除)
(新設)	<u>第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u>
(新設)	<u>(委員の選定)</u> <u>第30条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> <u>の委員は、取締役の中から取締役会の決議により</u> <u>選定する。</u>
(新設)	<u>(各委員会の権限)</u> <u>第31条 指名委員会は、株主総会に提出する取締</u> <u>役の選任及び解任に関する議案の内容の決定並び</u> <u>に相談役及び顧問の選任及び解任に関する事項の</u> <u>審議を行う。また、指名委員会は、執行役候補者</u> <u>を選定して取締役会に上程するものとし、取締役</u> <u>会にかかる指名を最大限尊重する。</u> <u>2 監査委員会は、執行役及び取締役の職務の執</u> <u>行の監査及び監査報告の作成を行い、株主総会に</u> <u>提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監</u> <u>査人を再任しないことに関する議案の内容を決定</u> <u>する。</u> <u>3 報酬委員会は、執行役及び取締役並びに相談</u> <u>役及び顧問の個人別の報酬等の内容の決定に関す</u> <u>る方針及び個人別の報酬等の内容を定める。執行</u> <u>役が当社の使用人を兼ねているときは、当該使</u>

	<u>用人の報酬等の内容についても、同様とする。</u>
(新設)	<u>(各委員会に関する事項)</u> <u>第32条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める各委員会規則による。</u>
(新設)	<u>第6章 執行役</u>
(新設)	<u>(執行役の選任)</u> <u>第33条 当社の執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u>
(新設)	<u>(執行役の任期)</u> <u>第34条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u> <u>2 増員又は補欠として選任された執行役の任期は、他の執行役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	<u>(代表執行役及び役付執行役)</u> <u>第35条 取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。</u> <u>2 取締役会は、その決議によって、執行役の中から執行役社長を選任し、また必要に応じ執行役副社長、専務執行役及び常務執行役を各若干名選任することができる。</u>
(新設)	<u>(執行役の責任免除)</u> <u>第36条 当社は、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u>
<u>第6章 会計監査人</u>	<u>第7章 会計監査人</u>
<u>第35条～第36条 (省略)</u>	<u>第37条～第38条 (現行どおり)</u>
<u>第7章 計算</u>	<u>第8章 計算</u>
<u>第37条～第40条 (省略)</u>	<u>第39条～第42条 (現行どおり)</u>

(2) 提案の理由

Fir Tree は、当社が指名委員会等設置会社制度を導入することで、より有意義かつ効果的な監督及びより改善された業務執行の決定を行うことができると確信しています。これは、JR九州グループの中期経営計画のガバナンス強化という目標に即しており、これにより経営の監督と業務執行の分離を加速し、経営陣の報酬体系の変更と相まって、当社経営陣が当社のさらなる長期的な成長と企業価値向上を果たすことができるものと考えています。

なお、当社は現在、指名・報酬諮問委員会を設置されていますが、かかる指名・報酬諮問委員会の取締役会に対する答申は取締役会を何ら法的には拘束しないことを考慮すれば、不十分な体制であるといわざるを得ません。Fir Tree は、我々のスチュワードシップの責務に従って、当社の業務執行と監督機能の明確な分離による経営監督機能の強化を図る体制として、指名委員会等設置会社への移行を提案します。

3. 議題3：取締役3名選任の件

(1) 議案の要領

議案2定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件の承認可決を条件として、以下の取締役候補者3名を取締役として選任する。

候補者番号	氏名
1	トシヤ・ジャスティン・クロダ
2	黒田 恵吾
3	J. Michael Owen (ジェイ・マイケル・オーエン)

(2) 提案の理由

Fir Tree は、日本の不動産、ファイナンス及びIRの分野で豊富な経験を有する独立取締役が当社取締役会に加わることで、当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コード（原則4-7）に沿って、当社の持続的な成長及び企業価値の向上のための、より合理的な資本配分、賢明な不動産投資及び開示の充実を行うことが可能となると確信しています。

そこで、当社がJR九州グループの中期経営計画で目標として示した「ガバナンスの強化」に沿うものとして、Fir Tree は、3名の独立した社外取締役を選任することを提案致します。

(3) 候補者の略歴等

候補者番号 1	トシヤ・ジャスティン・クロダ	生年月日：1960年4月10日生
		所有する当社の株式の数：0株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		

1993年-1994年	Kidder, Peabody & Co (ニューヨーク) 不動産グループ アナリスト
1994年-1998年	さくら銀行(現:三井住友銀行)(ロサンゼルス支店)コーポレート&プロジェクトファイナンス部門 ヴァイスプレジデント
1999年-2001年	KPMG LLP. (ロサンゼルス) 不動産コンサルティング・プラクティス シニアマネジャー
2001年-2003年	オークツリー・ジャパン合同会社(東京) シニア・ヴァイスプレジデント 100億米ドル超の不動産投資買収案件担当
2005年-2006年	ケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社(東京) ディレクター 不動産ポートフォリオのアセットマネジメント担当
2006年-2017年	オークツリー・ジャパン合同会社(東京) 日本代表 マネージング・ディレクター 日本における投資部門を管理、上場Jリートへの投資実績
2017年-現在	TJK パートナーズ株式会社(東京) 代表取締役 クロスボーダーの不動産取引について機関投資家にアドバイス提供 <重要な兼職の状況> TJK パートナーズ株式会社 代表取締役

■ 取締役候補者とした理由

トシヤ・ジャスティン・クロダ氏は、日本及び海外の不動産、不良資産及び不良債権に対するプライベートエクイティ投資の分野において25年以上の経験を有し、実績のある金融専門家です。クロダ氏は、ホテル及び住宅用土地を含む、日本中の商業用不動産買収にかかるストラクチャリング、デューデリジェンス及び資金調達を担当する大規模なチームをリードし、成功を収めています。クロダ氏はオークツリー・ジャパン合同会社のマネージング・ディレクターとして、2008年には上場Jリート法人の買収に携わり、当該上場Jリート法人のエグゼクティブ・ディレクターを務めました。

このようなクロダ氏の不動産分野における広範な知識と知見は当社の経営に非常に有益であることから、真に独立した社外取締役としてトシヤ・ジャスティン・クロダ氏の選任を提案します。

(特別利害関係の有無) トシヤ・ジャスティン・クロダ氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号 2	黒田 恵吾	生年月日: 1972年9月22日生
		所有する当社の株式の数: 0株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
1995年-1998年	シャープ株式会社 液晶事業本部 プランニング・アソシエイト及びシ	

2000年-2002年	STEM アドミニストレーター UBS 証券株式会社（ニューヨーク及び東京） 投資銀行本部 M&A 担当アソシエイト・ディレクター
2002年-2007年	株式会社ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ ヴァイスプレジデント 不良債権を含む日本における商業用不動産のオリジネーション及び買収を担当
2007年-2013年	ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社 不動産投資グループディレクター 日本の不動産ポートフォリオの成長及び資金調達を担当
2013年-現在	クロスパス・アドバイザーズ株式会社 代表取締役 海外のクライアントに対し、日本の不動産取引についてアドバイス <重要な兼職の状況> クロスパス・アドバイザーズ株式会社 代表取締役

■ 取締役候補者とした理由

黒田恵吾氏は、クロスパス・アドバイザーズ株式会社 代表取締役であり、様々な外国機関投資家のために日本の不動産投資を管理しています。黒田氏は、自身の事業を開始する以前は、ブラックストーン・グループのディレクターとして勤務し、35棟以上のホテル及び40以上のゴルフコースのディールオリジネーションを含め、日本の不動産買収及びアセットマネジメントにおいて、中心的な役割を果たしました。また、黒田氏は、UBS証券株式会社の投資銀行本部に2年間勤務し、日本企業のために様々な大型事業買収及び処分に関与しました。

黒田氏のファイナンスに対する理解及び不動産分野における経験は、当社取締役会にとって直ちに必要とされる資質であることから、黒田恵吾氏の選任を提案します。

(特別利害関係の有無) 黒田恵吾氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号 3	J. Michael Owen (ジェイ・マイケル・オーエン)	生年月日：1968年3月10日生
		所有する当社の株式の数：0株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
1995年-現在	有限会社トランズパシフィック・エンタープライズ 代表取締役社長 日本企業に対し、広報、マーケティング及びインベスター・リレーションズについて支援サービスを提供	
2004年-現在	Urban Land Institute Japan 日本事務局 エグゼクティブ・ディレクター (兼務)	

2012年-現在	責任ある土地活用及び最良の都市デザイン実務を奨励 「環境未来都市」構想推進協議会構成員 <重要な兼職の状況> 有限会社トランズパシフィック・エンタープライズ 代表取締役社長
<p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>ジェイ・マイケル・オーエン氏は、日本生まれの完全なバイリンガルです。オーエン氏は、特にインベスター・リレーションズ、及び福岡リートを含むJリーツの資金調達に重点を置いています。オーエン氏は、2004年にUrban Land Institute Japanのエグゼクティブ・ディレクターに就任し、日本及び海外における不動産開発及び投資会社のネットワークの拡大に努めています。また、2012年から内閣府が推進する「環境未来都市」構想推進協議会の構成員を務め、昨年より、プロ野球リーグの北海道日本ハムファイターズに対し、40ヘクタールの敷地への移転について、都市計画の確保を含めて助言を行っています。</p> <p>オーエン氏の幅広いインベスター・リレーションズの経験、日本の都市計画及び開発の業界における広範なネットワークは、当社取締役会に非常に有益であるといえることから、ジェイ・マイケル・オーエン氏の選任を提案します。</p>	
(特別利害関係の有無) ジェイ・マイケル・オーエン氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。	

(注)

トシヤ・ジャスティン・クロダ氏、黒田恵吾氏及びジェイ・マイケル・オーエン氏は社外取締役候補者です。

4. 議題4：取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

(1) 議案の要領

議案2定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件が否決されたことを条件として、以下の取締役候補者3名を取締役（監査等委員である取締役を除く）として選任する。

候補者番号	氏名
1	トシヤ・ジャスティン・クロダ
2	黒田 恵吾
3	J. Michael Owen (ジェイ・マイケル・オーエン)

(2) 提案の理由

Fir Treeは、日本の不動産、ファイナンス及びIRの分野で豊富な経験を有する独立取締役が当社取締役会に加わることで、当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コード（原則4-7）に沿っ

て、当社の持続的な成長及び企業価値の向上のための、より合理的な資本配分、賢明な不動産投資及び開示の充実を行うことが可能となると確信しています。

そこで、当社が JR 九州グループの中期経営計画で目標として示した「ガバナンスの強化」に沿うものとして、Fir Tree は、3名の独立した社外取締役を選任することを提案致します。

(3) 候補者の略歴等

候補者番号1のトシヤ・ジャスティン・クロダ氏、候補者番号2の黒田 恵吾氏、及び候補者番号3の J. Michael Owen (ジェイ・マイケル・オーエン) 氏の略歴等は、議案3(3)をご参照下さい。

5. 議題5：取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定及び譲渡制限付株式の導入の件

(1) 議案の要領

本議案は、議案2定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件が否決されたことを条件として提案する。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2018年6月22日開催の当社定時株主総会において、年額420百万円以内（内、社外取締役分は36百万円以内）とする旨が決議されているところ、上記の報酬枠とは別枠で、業務執行取締役及び社外取締役（以下、総称して「対象取締役」という。）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を、年額372百万円以内で支給する。

譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の内容は以下のとおりとする。

- (a) 業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬総額は、年額300百万円以内とする。
- (b) 社外取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬総額は、年額72百万円以内とする。
- (c) 本議案により対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬は金銭報酬債権とし、対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。
- (d) 対象取締役は、割当てを受けた日から2年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
- (e) その他の譲渡制限付株式の付与に関する詳細（譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の数、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分等）は、上記の定め範囲内で取締役会において決定する。

(2) 提案の理由

当社の現経営陣の報酬体系は、当社における長期的な業績と連動しておらず、それゆえに株主の利益との平仄が図られていない点で、不十分なものと考えています。当社の経営陣及び取締役によ

る株式保有割合は、当社の発行済株式総数のうち 0.01%を下回っています。Fir Tree は、業務執行取締役及び社外取締役の報酬として譲渡制限付株式報酬制度を導入することで、経営陣のインセンティブが当社の株主との価値共有を一層図るものとなることを確信しています。また、Fir Tree は、当社の取締役会がこのような譲渡制限付株式報酬制度を執行役員にも適用することを積極的に検討すべきと考えます。

なお、この譲渡制限付株式報酬制度にかかる提案は、既存の給与や報酬に取って代わるものではなく、当社経営陣に対するさらなるインセンティブを与えるものであるということを強調致します。

6. 議題 6：社外取締役の報酬額改定の件

(1) 議案の要領

議案 2 定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件が否決され、かつ議案 4 取締役（監査等委員である取締役を除く）3 名選任の件が承認可決されたことを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額 456 百万円以内（内、社外取締役分は 72 百万円以内）とする。

(2) 提案の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2018 年 6 月 22 日開催の当社定時株主総会において、年額 420 百万円以内（内、社外取締役分は 36 百万円以内）とする旨が決議されています。議案 2 定款一部変更（指名委員会等設置会社への移行）の件が否決され、かつ議案 4 取締役（監査等委員である取締役を除く）3 名選任の件が可決された場合、社外取締役の員数は、現在の 3 名から 6 名に増員されることとなります。Fir Tree は、業務執行取締役及び社外取締役は、人数の増加に関わらず、昨年の株主総会で決議された従前と同じ報酬額を支給されるべきと考えます。したがって、社外取締役の人数が 3 名から 6 名に増加する可能性を考慮し、社外取締役に支給される報酬等の額を年額 72 百万円以内に増額し、それに伴って取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額 456 百万円以内に増額することを提案します。

以上